４ページの「●浄化槽使用廃止の届出について」の項目以下を次の文章に修正をしてください。

――――――――――――――――――――――――――

●浄化槽使用休止の届出について

　浄化槽の使用を休止したときは、浄化槽を清掃のうえ、知事に休止を届け出ることができます。休止の届出をした浄化槽は、保守点検・清掃・法定検査の義務が免除されます。休止している浄化槽の使用を再開したときは、知事に再開を届け出なければなりません。

●浄化槽使用廃止の届出について

　浄化槽を使用廃止した場合、廃止した日から３０日以内に知事に届け出なければなりません。